

取扱区分：公開

令和7年第5回

## 蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和7年5月26日（月）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

## 令和7年第5回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第5回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和7年5月26日（月） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和7年5月26日（月） 午後4時33分
- 3 出席委員（14人） ※番号は議席番号  
1番 渋谷 悟      2番 爪川 博夫      3番 野口 勇      4番 萩原 和夫  
5番 常見 淳      6番 竹内 幸男      7番 杉崎 國昭      8番 山本 寿一  
9番 佐野 景子   10番 吉岡 政広   11番 山口 実      12番 齋藤 和久  
13番 高橋 建一   14番 本橋 トシエ
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区  
（平野）塚本 精一   （平野）甘浦 比呂見   （黒浜）小澤 はつ江   （黒浜）新井 仁  
（蓮田）原田 順一
- 6 欠席推進委員（1人）  
（蓮田）増田 雅暢
- 7 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について  
議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について
  - 報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
  - 報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
  - 報告 3 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
  - 報告 4 農地改良等に係る届出の受理について
  - 報告 5 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について
- 8 出席した職員 農業委員会事務局（4人）、産業振興課（2人）  
事務局長 齋藤 欣志

事務局 榎本 聖  
事務局 山崎 智也  
事務局 田嶋 諒大  
産業振興課 折原 尚輝  
産業振興課 吉澤 直輝

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和7年第5回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。  
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。  
よろしく願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長をお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和7年4月25日に開催いたしました令和7年第4回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に向います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、「1番 渋谷 悟委員」、「2番 爪川 博夫委員」お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出席状況でございますが、「増田推進委員」より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「3番 野口 勇委員」、「5番 常見 淳委員」をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第3号でございます。また、報告案件が、報告1から報告5までございます。

それでは、順次議題に入らせていただきます。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に、議案第1号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

先日、現場を見させていただき、申請者とお話もさせていただきました。

現在の状況ですが、地図上で青く塗った●●●●—●に母屋があり、●●●●—●にはバラックのようなものが建っていました。●●●●—●と●●●●—●をまたいで物置があり、車やトラクターが置いてある状態でした。以前は、●●●●—●にバラックのようなものがありました。台風で飛ばされて撤去したということでした。●●●●—●には、豚舎がありましたが、不要になったため取り壊したということです。●●●●—●の建物がいつ頃からあったか、申請者もご存じないそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

農業振興地域内の農地になるのですが、昭和45年、市街化区域と市街化調整区域の線引きをされた以前から農用地区域外であることを航空写真や、申請者の方から提供いただいた写真等で確認が取れております。

申請地の概要については、担当委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第1種農地と判断しております。

目的は、住宅敷地（追認）ということとなっております。

資金計画については、既存住宅の敷地として継続利用していくため、費用は発生しません。  
給排水計画について、上水は、既存市上水道管路埋設があります。雨水は、既存敷地内浸透処理となります。汚水・雑排水は、既存合併処理浄化槽になります。

現地は、5月13日に確認しております。

補足資料2ページの青い部分、宅地2筆（●●●●㎡）と一体利用という形となります。

（議長）

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議長）

議案第1号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案書2ページ、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局） — 議案第2号、議案書朗読 —

（議長）

次に、議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委員）

— 所在地についての説明 —

受人の測量士さんから3月頃に挨拶があったため、相談を受けて、5月の申請となりました。

昨日、現地を見てきたところ、草が腰あたりまで生えているものもありました。

以前は、渡人が1人で所有していた土地を、相続で3分割したのではないかと思います。

受人は、●●●●●●の配達を受ける会社です。

（議長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

申請地は、農業振興地域外の農地となっております。

申請地の概要は、担当委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第2種農地と判断しております。

目的は、倉庫となります。

資金計画については、事務局の方で確認しております。

給排水計画について、上水は、西側市道●●●号線より引き込む形となります。雨水は、雨水浸透貯留槽に貯留し、オーバーフロー分は東側市道●●●号線に埋設されている雨水管に接続となります。汚水・雑排水は、浄化槽処理後、西側市排水管に放流という形です。

現地は、4月17日に確認しております。

補足説明資料4ページ下の公図の青い部分は、農地以外の雑種地となっており、その2筆(●●●●㎡)を含めた一体利用になります。

申請地ですが、都市計画法34条12号指定区域につき、工場、倉庫または荷さばき場を誘導する区域となっております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(委員)

資金計画で土地購入費が高額となっておりますが、これは普通の値段なのですか。

(事務局)

都市計画法34条12号指定区域につき、工場、倉庫または荷さばき場を誘導する区域となっております、それ相応の購入費がかかってしまうのが現実だと考えております。

(委員)

坪単価はいくらですか。

(事務局)

土地購入費を全体面積で割った場合、平米単価が約●●●●円となっております。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人にお話しを伺いました。受人の事業拡充のため、社用車とお客様用の駐車場の確保が必要となり、申請地を選定したそうです。

この一角は渡人が所有していた土地だそうで、先代が叔父や叔母に分けた土地です。●●●●—●、●●●●—●が駐車場の出入口になるそうです。中に駐車場を作って、反対側から出てくるようなロータリー形式にするようです。青色の部分は、すでに雑種地に変更しているとのことでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

申請地は、農業振興地域外の農地となります。

申請地の概要については、担当委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第2種農地と判断しております。

目的は、駐車場となります。

資金計画については、事務局の方で確認しております。

給排水計画について、上水、汚水・雑排水はありません。雨水は、敷地内浸透処理となります。

現地は、5月13日に確認しております。

●●●●—●を含めた一体での形としての駐車場となっております。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

補足説明資料の公図の記載が間違っています。●●●●—● (誤) → ●●●●—● (正)

(事務局)

申し訳ございません。

補足説明資料6ページ公図の、●●●●—●が、●●●●—●でした。訂正をお願いいたします。

(委員)

青色部分は一体利用ということですが、●●●●一●(畑) ●●●m<sup>2</sup>【昭和42年●月●日第●●●●号許可済】の“許可済”の意味を教えてください。

(事務局)

登記地目が畑ではあるのですが、昭和42年に住宅敷地という形で転用手続きがされて、許可されている土地となります。

(委員)

許可の期限は、取消しされない限り無いのですね。

(事務局)

はい。委員のお見込みのとおりです。転用許可済ですが、法務局で地目変更手続きがされていない状態です。

(委員)

転用の用途が、宅地から駐車場に変わるようですが、手続きは必要ないのですか。

(事務局)

青い部分は、農地転用の許可が出ていて、地目変更していない部分です。すでに許可を取られているため、今回の許可申請は必要ないという意味で載せています。今回の許可が下りたら、一体利用で駐車場として利用するため、まとめて地目変更をするはずですが。

(委員)

当時の許可申請書を法務局へ持っていかなければ、地目変更できませんよね。

(事務局)

そうです。もし、書類があれば、それをもって地目変更することができ、無ければ、許可を取っているという証明書を発行できますので、それを基に地目変更するはずですが。

(委員)

補足説明資料5ページに遺跡の掘削について書いてあることは、農業委員会の許可とは別に考えてもよいのでしょうか。

(事務局)

別の話なのですが、関係法令で問題ないと確認しているということで、その他として参考までに記載しております。許可が下りれば、必要があれば調査が入ります。

(委員)

議案書3ページの「施設の概要」で、駐車場（賃借権）とあります。これは渡人と受人の話し合いで、所有権ではなく賃借権にしたのだと思いますが、お互いに合意されているということですか。

(事務局)

窓口では契約の前段階の話は何っておりませんが、申請書は連名で出されていますので、賃借権の設定ということで、お互いに合意の上での申請だと考えます。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

この後の議案第3号につきましては、産業振興課に説明を求めるため、ここで、暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、議案書4ページ 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

本議案は、許可承認案件ではなく、農業委員会からの意見を付するものでございます。

事務局からの議案朗読前に、産業振興課から議案の趣旨及び農用地区域から除外を行うことができる判断基準等につきまして説明をお願いします。

(産業振興課)

本日の議題は、令和7年1月に申し出のあった農用地区域からの除外5件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則に基づき、農業委員会の意見をいただくため審議をお願いするものです。

まず、配布資料について確認させていただきます。「令和7年1月申出分 農業振興地域整備計画の変更について」というものになります。1枚目に、除外申出書一覧、2枚目に農用

地区域からの除外の目的、2枚目裏面に除外の運用における基準、3枚目に除外の6要件について記載されたものをご用意しています。4枚目以降が今回の対象案件の資料になります。

農用地区域から除外をするためには、基準や要件を満たした上で、なおかつ、関係法令に基づく許可等の見込みがあることが必要になります。

本日は、農用地区域からの除外をすることが適当であるか、農地転用許可の見込みがあるかについて、ご意見をいただければと思います。

なお、本日の審議をもって農用地区域からの除外の可否が決まるのではなく、法令に基づき、農業委員会、農業協同組合、該当する土地改良区の意見をいただいた上で、県の機関である春日部農林振興センターと協議をし、農用地区域からの除外の可否が決定することとなります。

以上、よろしくお願いたします。

(議 長)

それでは、議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

担当地区委員から説明をいただきました後、産業振興課からの補足説明を伺い、農業委員会事務局として何か意見があるか否か説明を受け、農業委員会としての意見をお諮りしたいと存じます。

それでは議案第3号、番号1につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

土地所有者と事業計画者は親子で、現在、実家に7人で同居しているのですが、手狭となってきたため、長男が持ち家を持ちたいということとなりました。長男の子どもさんの小学校にも近いため、この場所を選定しました。

(議 長)

ありがとうございました。続いて産業振興課から補足説明をお願いします。

(産業振興課)

初めに、資料中に訂正箇所がございますので、説明させていただきます。

「変更後の使用目的に係る資料」の裏面、2号要件についてです。受付時は、地域計画がまだ作成されておりませんが、現在は、作成されております。

しかし、申出地は対象地域に含まれていないため、変わらず地域計画の達成には支障がございません。

本件の詳細について、説明させていただきます。

所在に関しては、委員さんのご説明のとおりで、本件は、市内に住む申出者が申出地に自己用住宅を計画するものです。また、申出にあたり、市街化区域より検討された土地がないため、農振法第13条第2項1号要件に基づき、他に検討できる土地がないか確認を求める予定です。農業委員会事務局に事前に確認したところ、申出地は1種農地とのことです。

議案全体としては、添付資料のとおり、農用地区域からの除外をするための基準、要件は、概ね満たしていると考えております。また、農業協同組合からは、除外について問題なしとの意見をいただいております。

農業委員会として問題ないか、ご意見いただければと思います。

(議長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

5条の許可申請となり、農地区分は第1種農地と判断をさせていただいております。その上で、事務局の方からの意見として5つございます。

1つ目、除外後は、農地種別が1種農地の見込みであるため、自己用住宅という転用目的は不可という形になります。そのため、農地転用不許可の例外となる農家住宅を転用目的とするのであれば、可能となります。以上のことから、転用目的を農家住宅とするのであれば、転用が必要であることを明確にし、具体的な理由を明記することを求めます。

2つ目、配置計画図について、効率的な土地利用であって、転用の必要性が確認できるよう修正をしていただきます。また、隣接地の農地に影響がないよう、対策を図示することを求めます。

3つ目、転用面積は、必要最低限であることとします。

4つ目、転用見込み判断のため、早急に農業委員会事務局に相談に来ていただくようお願いいたします。

5つ目、全ての所有農地が農地として適正管理していることとします。

以上となります。

(議長)

ただ今の担当地区委員、産業振興課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

農家住宅としてなら認めるとお話しされていましたが、きちんと説明していただかないと、農家の分家だったら通ることになってしまいます。そのような場所に家を建てたにも関わらず、農業に対する環境保全や理解のない分家の方がたくさんおられますので、事務局からきちんとご説明いただきたいです。

(事務局)

農家住宅というものを整理して、書類等をそろえていただくよう、事務局から求めていきたいと考えております。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第3号の番号1につきましては、ただ今の説明にもございましたが「転用目的の再検討と農家住宅とするのであれば、その必要性について具体的な理由の提示を求めます。また、配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、「転用目的の再検討と農家住宅とするのであれば、その必要性について具体的な理由の提示を求めます。また、配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求めます。」という意見を付けることといたします。

次に、議案第3号、番号2につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

土地所有者は、事業計画者の義理の叔母にあたります。土地所有者のお兄さんが、事業計画者の義理の父親にあたります。今回、事業計画者が結婚するにあたり住まいを探したところ、該当する場所がなく、土地所有者に相談しました。土地所有者が父親より相続した申請地を贈与してもよいということになり、今回の申請に至りました。許可が下りた段階で贈与すると聞いております。

申請地の奥にも2軒ほど家があり、農地や果樹園等に害を及ぼす場所ではありません。

(議長)

ありがとうございました。続いて産業振興課から補足説明をお願いします。

(産業振興課)

所在については、委員さんのご説明のとおりです。

本件は、●●に住む申出者が、自己用住宅を計画するものです。実家との距離や、土地の広さを考慮した結果、農業振興地域外の市街化区域や、市街化調整区域では条件に適う土地がないため、今回、申出をされています。

農業委員会事務局に確認したところ、申出地は2種農地とのことです。

議案全体としては、農用地からの除外をするための基準、要件は、概ね満たしていると考えます。また、農業協同組合からは、除外について問題なしとの意見をいただいております。

農業委員会として問題ないか、ご意見をいただければと思います。

(議長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

5条の許可申請となり、農地区分は第2種農地と判断させていただきました。

事務局からの意見としまして、5つございます。

1つ目、配置計画図は効率的な土地利用であって、転用の必要性が確認できるよう修正すること。

2つ目、転用面積は必要最低限であり、分筆ラインが確認できるよう明示し、残った農地部分は適正に管理すること。

3つ目、隣接地の農地に影響がないよう、対策を図示すること。

4つ目、転用見込み判断のため、早急に農業委員会事務局に相談すること。

5つ目、全ての所有農地が農地として適正管理されていること。

以上となります。

(議長)

ただ今の担当地区委員、産業振興課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

土地の選定経過として、他の所有地は全て宅地なのですが、農業振興地域内の農地を選定したということですか。

(産業振興課)

土地の選定については、所有地以外の売られている土地が入っており、検討したところ、他の土地については、条件に見合わなかったとされています。

(委員)

分かりました。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第3号、番号2につきまして、農業委員会からは、「配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求めます。また、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号2につきましては、「配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求めます。また、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」という意見を付けることといたします。

続きまして、議案第3号、番号3につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

先日、土地所有者にお話しを伺いました。事業計画者は実の息子さんで、現在、●●●内の賃貸住宅で奥様と生活されております。将来のことを考えると、親も高齢になっており、実家の近くに家を建てることを希望し、まずは土地探しから始めました。条件に合った場所が見つからずにいましたが、自分の所有している土地を買ったらどうかということになり、申請に至ったとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。続きまして産業振興課から補足説明をお願いします。

(産業振興課)

所在については、ご説明のとおりです。

本件は、市外の賃貸住宅に住む申出者の自己用住宅を計画するものです。

現在の住まいが手狭であることや、実家との距離を考慮した結果、●●の農業振興地域外の市街化区域や市街化調整区域では条件に適う土地がないため、今回の申出をされています。

農業委員会事務局に事前に確認したところ、農地種別は3種農地とのことでした。

議案全体といたしましては、添付資料のとおり、農用地区域からの除外をするための基準、要件は概ね満たしていると考えます。また、農業協同組合からは、除外について問題なしとの意見をいただいております。また、申出地は、新堀土地改良区の区域内に該当いたしますが、除外について問題なしとの意見をいただいております。

農業委員会として問題ないか、ご意見をいただければと思います。

(議 長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

5条の許可申請となり、農地区分は第3種農地と判断させていただきました。

事務局からの意見としまして、4つございます。

1つ目、配置計画図は効率的な土地利用であって、転用の必要性が確認できるよう修正すること。

2つ目、分筆ラインが確認できるよう明示し、残った農地部分は適正に管理すること。

3つ目、転用見込み判断のため、早急に農業委員会事務局に相談すること。

4つ目、全ての所有農地が農地として適正管理されていること。

以上となります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員、産業振興課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

申請地は、新堀土地改良区に入るのですか。

(産業振興課)

現地を確認したところ、水利利用がある場所ではないですが、広い意味で新堀土地改良区内に該当することを新堀土地改良区の事務局に確認し、その上で除外について問題ないご意見いただいております。

(委 員)

水などが来ていないということは、賦課金もいただいていないということですか。

(産業振興課)

賦課金が徴収されている場所ではありません。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第3号、番号3につきまして、農業委員会からは、「配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求めます。

また、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号3につきましては、「配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求めます。また、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」という意見を付けることといたします。

次に、議案第3号、番号4につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

土地所有者と事業計画者はご夫婦です。昭和60年に所有者の両親が建築した平屋がありましたが、現在、お二人が住んでいるのは、平成19年に建てた2階建ての家です。

今回の申出地は、昭和60年に建てた平屋を壊し、新しく建築するというものになります。建物が建っていたため宅地だと思いでしょすが、昭和60年に建てた建物が一部農地に建っていたらしく、現在、農地部分の建物は撤去して更地になっております。

今回の申請は、事業計画者名義で建物の農地部分だった所を除外していただき、新たに事業計画者名義で住まいを建てるということです。

経緯に至る主な理由は、長男が結婚して、●●に戻ってきて暮らしたいという申し出があり、平成19年に建てた2階建てに長男が住んで、昭和60年に建築したものを壊して新しく建てる予定の場所に土地所有者と事業計画者、三男が住むということを聞いております。

(議長)

ありがとうございました。続いて産業振興課から補足説明をお願いします。

(産業振興課)

所在については、ご説明のとおりです。

本件は、申出地の隣に住む申出者が、息子夫婦との別居を鑑みて、自己用住宅を計画するものです。息子夫婦との住まいとの距離や、希望する間取りを考えた際に、農業振興地域外の市街化区域や、市街化調整区域では条件に合う土地がないため、今回の申出をされていません。

資料内の写真にある、敷地拡張を行う場所の是正解体工事は、既に完了しております。

農業委員会事務局に事前に確認したところ、農地種別は2種農地とのことです。

議案全体といたしましては、添付資料のとおり、農用地区域からの除外をするための基準、要件は概ね満たしていると考えます。また、農業協同組合からは、除外について問題なしとの意見をいただいております。

農業委員会として問題ないか、ご意見をいただければと思います。

(議 長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

5条の許可申請となり、農地区分は第2種農地と判断させていただきました。

事務局からの意見としまして、5つございます。

1つ目、提出していただいた資料だけでは分からなかったため、持ち家等の所有資産を持っていないことが分かる資料を提出すること。

2つ目、配置計画図は効率的な土地利用であって、転用の必要性が確認できるよう修正すること。

3つ目、申請敷地面積は必要最低限であり、分筆ラインが確認できるよう明示し、残った農地部分は適正に管理すること。

4つ目、隣接地の農地に影響がないよう、対策を図示すること。

5つ目、全ての所有農地が農地として適正管理されていること。

以上となります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員、産業振興課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第3号、番号4につきまして、農業委員会からは、「所有資産（持家）が無いことを確認できる資料を提出することを求めます。また、配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求め、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号4につきましては、「所有資産（持家）が無いことを確認できる資料を提出することを求めます。また、配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求め、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」という意見を付けることといたします。

次に、議案第3号、番号5につきまして担当委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

対象農地に接する土地には、太陽光発電設備が6基設置されています。この太陽光発電施設用地は、農地や宅地に接していますが、敷地内には金属の単管パイプやブロック塀が設置されています。

先日、土地所有者、事業計画者である●●●●さんにお話を伺いました。●●さんは、昨年の夏頃までは、太陽光発電設備のある土地に隣接した住宅で生活しておられましたが、その後、●●●●に引っ越しされています。

現在の住まいは、●●さんの経営する●●●●●●●●の敷地内の事務所兼併用住宅です。●●●●●●●●は、住宅用窓シャッター、軽量・重量シャッターなどを施工する建設会社です。

現在の太陽光発電設備は、●●さんご自身が山林に設置したものであり、7、8年は経過していますが、20年間の売電契約なので、あと12、13年間は使用可能とのことでした。

除外申請地の現況ですが、全体面積は●●●m<sup>2</sup>であり、この内7割くらいには農作物が栽培され、農地として利用されています。●●さんご自身が、耕作し野菜栽培を行っています。

当該農地を将来処分した場合、現在の太陽光発電施設用地は公道に接道してないため、公道からの進入路を農地の一部に確保するために、今回の除外申請を行ったとのことでした。

農作物が栽培されている農地部分以外には砂利が敷かれており、好ましくない状態である旨話したところ、早急に砂利を撤去するよう手配するとのことでした。外観したところ、農地利用上、それ以外の問題点はないと思われま

(議長)

ありがとうございました。続いて産業振興課から補足説明をお願いします。

(産業振興課)

所在については、ご説明のとおりです。

本件は、太陽光設備のある敷地の接道部分を申出地に計画するものです。

資料には、農振法第13条第2項6号要件全てを満たすと判断できる理由が整理されていないため、資料を求めているところがございます。

申出地は、既に砂利が敷かれていることが見受けられますので、申出者に砂利の撤去と、農地の復元を求めていきたいと考えております。

農業委員会事務局に事前に確認したところ、農地種別は2種農地とのことでした。

議案全体といたしましては、6号要件全てを満たすと判断できる理由が整理されていないと説明しましたが、農用地区域からの除外をするための基準、要件は概ね満たしていると考えます。また、農業協同組合からは、除外について問題なしとの意見をいただいております。

また、申出地は、新堀土地改良区の区域内に該当しておりますが、新堀土地改良区も除外について問題なしとの意見をいただいております。

農業委員会として問題ないか、ご意見をいただければと思います。

(議長)

この件について、事務局から何か補足説明等ありますか。

(事務局)

4条の許可申請となり、農地区分は第2種農地と判断させていただきました。

事務局からの意見としまして、5つございます。

1つ目、申請農地及び所有農地には、砂利が見受けられるため除去し、農地として適正管理すること。

2つ目、配置計画図は効率的な土地利用であって、転用の必要性が確認できるよう修正すること。また、隣接地の農地に影響がないよう、対策を図示すること。

3つ目、分筆ラインが確認できるよう明示し、残った農地部分は適正に管理すること。

4つ目、転用見込み判断のため、早急に農業委員会事務局に相談すること。

5つ目、全ての所有農地が農地として適正管理されていること。

以上となります。

(議長)

ただ今の担当地区委員、産業振興課及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、議案第3号、番号5につきまして、農業委員会からは、「申請農地及び所有農地には砂利が見受けられるため、徐却し農地として適正管理することを求めます。また、配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求め、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」と意見を付けたいと考えますが、いかがでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号5につきましては、「申請農地及び所有農地には砂利が見受けられるため、徐却し農地として適正管理することを求めます。また、配置計画図について具体的に記載し、必要最低限の土地活用とした計画の提示を求め、残った農地部分は適正に管理することを求めます。」という意見を付けることといたします。

産業振興課職員は、これで退室いたします。説明ありがとうございました。

以上で、本日の議案は終了いたします。ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書9ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

【報告5について】

令和6年度の目標に対する年度末の状況についてです。青い色が付いている部分は、目標設定時と同じものとなっていて、黄色い部分が6年度の結果となっております。その部分を中心に説明させていただきます。

Ⅱ 最適化活動の実施状況、1、(1)、③実績の部分について、今年度の新規集積面積は、29.56haで、今年度末の集積面積(累計)が、225.98haです。目標に対する達成状況は、97%となっております。農業委員会の点検結果は、「目標をわずかに下回ったが、農地中間管理事業、利用権設定により担い手へ集積した」という結果となっております。

また、(2)、③実績については、既存遊休農地の解消面積となっております。農地パトロールの結果が反映しており、緑区分の遊休農地の解消実績面積が10.35ha、目標に対する達成状況は、103.5%となっております。

続いて、利用状況調査の結果について④その他、とありますが、遊休農地の面積の合計が、77.15haとなっております。

(3) 新規参入の促進の結果について、公表した農地の面積が2.8haとなっており、目標に対する達成状況は、933.3%となっております。新たな参入経営体数が2経営体で、権利を取得した面積は、0.11haです。農業委員会の点検結果は、「新規参入の相談を受け耕作地のあっせんを行い、2経営体が新規参入となった」となっております。

2 最適化活動の活動目標についてですが、1人あたりの活動日数、7日/月に対して5.45日/月となりました。若干、目標に届いておりませんので、7年度については、平均してあと2日くらい最適化活動を増やしていただければ目標を上回るようになります。ご協力いただければと思います。

総合的には、目標に対して期待を上回る結果が得られた、という形になりました。推進委員等の点検・評価結果としては、目標に対して期待を(やや)下回る結果となっております。

(議長)

ただ今、朗読、説明いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

報告5の実績のところなのですが、新規参入経営体数の2経営体は、どなたでしょうか。

(事務局)

1人目は、●●で農地をご紹介した、●●●さんという方です。もう1人が、●●●で農地を紹介した、●●●●●●さんという方です。

(委員)

面積は、何平米くらいですか。

(事務局)

お二人の取得面積の合計が、●●●h a です。基盤強化法での賃借になります。

(委員)

お二人の作っている作物はわかりますか。

(事務局)

申請時は、露地野菜ということでした。面積も小さいので、販売するという事ではないと考えます。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

#### — 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を吉岡副会長よりいただきたくと存じます。よろしく願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —